

告示

埼玉県病院事業告示第二十号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年十月三十日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第六号中の項中、

<p>厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第五十三号に掲げる術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法の料金</p>	<p>一回につき 三二、〇〇〇円</p>
---	--------------------------

を

<p>厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第五十三号に掲げる術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法の料金</p>	<p>一回につき 三二、〇〇〇円</p>
<p>厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第六十五号に掲げるマルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん（根治切除が不可能又は治療後に再発したものであって、従来の治療法が終了しているものに限る。）の料金</p>	<p>一回につき 九二二、〇〇〇円</p>

に改める。